

## 審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	第8回 松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会
2. 開 催 日 時	令和3年 1月25日(月) 午後1時30分~午後3時30分
3. 開 催 場 所	健康センターはるる 3階 健康増進室
4. 出席者氏名	(委 員) ◎ 志田幸雄、○長島喜久雄、長友薫輝(リモート)、 渡邊幸香、多賀幸子、福本詩子、小堀峯男、濱田迪夫、谷香代子 (リモート)、濱口早弓(リモート)、青木浩乃、奥田隆利、萩原 利一、斎藤浩介(リモート)、前野妙子、山口直美、田中厚子 (◎会長、○副会長) (事務局) 菌部功、田中孝子、宇佐美毅、三宅泉穂、小泉貴史、 大野千賀子、西山充代、藤牧郁子、上阪伸子、前川肇子、 大西郁子、池田元彦
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	3人
7. 担 当	松阪市健康福祉部 介護保険課 担当:大野、池田 TFL 0598-53-4058 FAX 0598-26-4035 e-mail kaigo.div@city.matsusaka.mie.jp

### 協議事項

1. 開会
2. 議事

第9次松阪市高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画(案)に係る  
パブリックコメント実施結果、修正案について

答申書(案)について

議事録  
別紙

令和2年度 第8回松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会 会議録(案)

日 時	令和3年1月25日(月) 午後1時30分から
場 所	健康センターはるる 3階 健康増進室

1. 開会

2. 議事

(1) 松阪市第9次高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画(案)に係る  
パブリックコメント実施結果、修正案について【資料1、2、3、4】

(2) 答申書(案)について【資料5】

3. 閉会

## 第8回松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会

令和3年1月25日(月)

午後1時30分～同3時30分

健康センターはるる 3階 健康増進室

### 1. 開会

事務局：第8回松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会を開催する。

会長（あいさつ）

### 2. 議事

(1) 松阪市第9次高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画(案)に係るパブリックコメント実施結果、修正案について【資料1、2、3、4】

(事務局説明)

会長：事務局より、この前行われましたパブリックコメントの実施結果の報告がありました。まず、この実施報告について、何かご質問やご意見はございますか。後ほど、先ほどありましたように、修正等についてはご説明申し上げます。

委員：パブリックコメントの実施についてですけれども、このパブリックコメントの周知と申しますか、どのような方に対して、みていただいて、パブリックコメントをいただいたのか、その経緯を、きちんと分かってなくて。結構、歯科衛生士からの意見が、非常に多かった気がして、いろいろな職種の方の意見というには非常に偏りがあつたかという感じがします。どのような形で周知されたのかが気になりました。

会長：これについて、パブリックコメントの実施をどのようにされたのか。分かっている方もあると思いますけれども、もう1回ご説明を、事務局からしてもらえますか。前回報告されたと思いますけれども、お願いします。

事務局：「広報まつさか」の12月号と1月号、そしてホームページで周知をさせていただいております。そして、介護事業所にも、パブリックコメントがありましたらということで、メールでご案内をさせていただいております。

会長：委員、よろしいですか。

委員：もしそれでしたら、今後のことですけれども、いろいろなコメントをもしいただくのであれば、理学療法士協会や医師会、看護協会などに言っていただいたら、その地域の代表者などつながってきて、いろいろな方の目に届いて、意見をいただけるのではないかと思ったのですけれども。そういうことは難しいのですかね。

会長：事務局、いかがですか。パブリックコメントというものは、当然市民の皆様を中心

に、パブリックにコメントをいただくわけですが、特に今のような会などに別個意見を聞いていただくことは、いかがですか。そういう意見だったと思いますけれども。

事務局：委員のご意見は、次の9期のときには、そういったところでパブリックコメントをさせていただきたいと思います。

会長：次のときには、もっと周知を、今、委員の言われたような方向も含めて考えていきたいという説明でした。よろしいでしょうか。

委員：はい、分かりました。

会長：他にいかがでしょうか。パブリックコメントの実施結果については、よろしいですか。それでは、引き続き、今度はパブリックコメントの実施結果に基づいて、修正案というものを考えました。修正案について、事務局から説明をお願いいたします。

#### (事務局説明)

会長：パブリックコメントの実施結果を踏まえて、修正案を事務局で作っていただきました。第7章については、このあと別個でまた説明がありますので、第7章以外のところで、委員の皆様のご意見がございましたらお願いいたします。これは本当に、今回が最後になりますので、どんどん出していただいたら、また答申までありますので、よろしくお願ひしたいと思います。前もって、事前資料でお渡ししてございますので、見ていただいたと思いますけれども、何かありますでしょうか。

委員：何点かあるので、順番に言わせていただいて大丈夫でしょうか。

会長：はい。時間はまだありますけれども、できるだけ端的によりしくお願ひいたします。どうぞ。

委員：はい。まず1点ですが、18ページの介護予防の設問です。今回の質問で、このアンケートのあとに、前回参加しているグループが、介護予防につながっているかを聞く項目があると、どれだけの人が介護予防を意識して活動に参加されているかを把握することに関してはよいのではないかと思います。この点が1点。次に、居宅療養管理指導がケアプランに取り込みにくいと、29ページから30ページで出ていました。これについて、どのような事業者やどのような医療機関が、どのようなサービス、管理指導サービス等も含めて行っているかを、ケアマネや、僕たちケアスタッフが、まだ把握できていないため、それでなかなかケアプランとして提案できないのではないかと。そういう情報もし分かっていたら、もう少し提案しやすくなるかと思うので、『医療・介護連携ハンドブック』というものがあるかと思うのですが、こちらのほうに、そういった情報を含めて記載していただけたらいいのではないかと。その情報をとれるような機関の紹介などがあれば、もう少し活用が進むのではないかと。思います。

あとは、43ページから44ページです。この人材育成のところ、福祉分野の就職

などを促す部分で、「潜在介護士や新規人材の確保についての取り組み」というところ、この後半のところでは、書いてもらっていたのですが、そういうところを具体的に書いてもらえればと思います。

あとは、76 ページの「災害や感染症等への備えの充実」というところで、いろいろな避難方法や避難場所などに不安を抱えていると思いますが、82 ページに地域密着型サービスのことが書いてありました。そこで、令和3年度の改定で、「非常災害対策の訓練において、利用者と地域住民並びにサービス事業所が連携し、一体となって取り組むことを目的としたということが条文化された」とあると思います。そちらの方の取り組み、地域密着型サービスの連携をしていくことを、この「災害や感染症等への備えの充実」に入れていただければよいかと思います。ちょうどこの「令和3年～」のところからになりますが、こういうことを知らない方も、多分いらっしゃると思うので、このような対策をしているということを入れていただければいいのではないかと思います。

会長 : 幾つかいただきました。要望もあれば、中に修正案として入れたらどうかというものもありました。事務局、いかがですか。またあとから、それは考えていただけますか。すぐに何か回答できることがあれば、お願いします。4 点ほどあったと思います。いかがでしょうか。

事務局 : あとでまた回答をさせていただきたいと思います。

会長 : はい。委員、では、そういうことですので。

委員 : 「災害や感染症等への備えの充実」のところは、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

会長 : 他の委員の皆さんは、いかがでしょうか。委員、お願いします。

委員 : 少し理解が悪いのか分かりませんが、106 ページの3 番「本計画で設定する評価指標」です。「本計画では、施策の展開において6 つの基本目標を設定し」とあるのですけれども、58 ページの基本的施策との関連から考えると、7 つになるかと思ったのですが、それは違うのですか。私の理解はおかしいでしょうか。

会長 : これはどうでしょうか。

事務局 : 基本施策は7 つの柱にしているのですけれども、つまりのところというのが、指標がまた評価指標を設定しにくい部分がありまして、目標としては、6 つの基本施策のところの指標になっております。

委員 : それと、もう1 つですね、107 ページからの資料集のところです。できれば、社会福祉士や保健師を入れていただけると、包括支援センターの周知も含めて、3 職種がどのような職種なのか、ここで入れていただいた方がよいと思います。それから、理学療法士、作業療法士は入っているのですけれども、実際は数としては少ないと思うのですけれども、言語聴覚士などもやはり入れておいていただいた方がよいと思います。

会長 : その辺は、入れていただいた方が、少し偏りがあったりしていますので、もう一

度、あとでチェックをしてください。委員、いかがでしょうか。先ほど、委員から、ケアプランの件もありましたけれども、いかがでしょうか。

委員 : ケアプラン、居宅療養管理指導のケアプランへの記載が難しいとおっしゃっていただいた件については、原則的には、医師であればかかりつけ医、また歯科医師であれば、かかりつけ歯科医に、居宅療養管理指導をしていただくのが原則なので、社会支援の一覧というものがあれば、それはそれで役に立つとは思いますが、けれども、その方の医療に関わる部分ですので、介護保険サービスのように、そこにある資源の中から自由に選ぶものではないという辺りが、少しサービスを認知づけるのが難しいとケアマネが考えている理由の1つではないかと感じています。案で気づいたことといたしますと、107 ページに「介護支援専門員」とありまして、109 ページに「ケアマネージャー」とあるのですけれども、同じ意味の言葉なのですが、2つの理由は違うので、迷われる方があるのではないかと思います。また108 ページの「居宅介護支援」とは、ケアマネが行う専門的な支援のことを指しますので、そのような表記にしていただけるとよいのではないかと思います。たくさん申し上げました。以上です。

会長 : 他にいかがでしょうか。はい。ないようでしたら、次の第7章をご説明いただいて、次は全体でもう1回ご意見をいただくようにしたいと思います。よろしいですか、はい。それでは、松阪市第9次高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画(案)の修正ですね。第7章について、介護保険料ですね。事務局、説明を詳しくお願いいたします。

#### (事務局説明)

会長 : とても大事なところですがけれども、前回の策定委員会では、6,640円同額ということでした。新聞にも出ていましたけれども、そこが変わってきたところかと思います。それで、皆さんのご意見をまずいただきたいと思います。いかがでしょうか。今も事務局からご説明がありましたように、介護報酬の改定は、国の方で0.67%に決まりました。335,104千円。それから直近実績からの見直し精査が825,040千円。トータルすると、1,160,144千円の給付費の増加になるということです。この辺も含めて、いかがでしょうか。忌憚のないご意見をいただきたいと思います。それでは、委員、よろしいでしょうか。お願いできますか。

委員 : そうですね、見直しは当然必要な範囲で、非常に優遇されているのではないかと思います。それと、介護保険料は90円の増加となっていますけれども、もちろん急激な増加を抑えつつ、さらにバランスを見ながらサービスを供給していくということで、非常に配慮いただいている内容なのではないかと、改めて思った次第です。簡単ですが、以上です。

会長 : それでは、市民委員の皆様も、委員、いかがですか。ご意見いただきます。

委員 : これは、住民としては大きな問題になると思いますが、計算していただいたものを説明していただくと、あまり負担にならないのではないかと、少し安心いたしました。この計算でよいのではないかと思います。

会長 : 委員、お願いします。何かご意見ございませんか。

委員 : 本当にこのように保険料は、やはり必要なところにおいては必要となっていて、どうしても高齢者も増えてくるので、こういう時点で、ここでこのようにさせていただいて、本当に負担にならない程度、そういうところを含みながら、このようにさせていただいているのだと感じさせていたいただきながら、聞かせていただきました。

会長 : 委員、いかがでしょうか。何かご意見ございますか。よろしくをお願いします。

委員 : 基金取り崩し額を 100,000 千円増加されているのですけれども、基金取り崩しは、幾らぐらいまでなのか、この基金の取り崩しがよく分からないので、教えていただきたいと思いました。これだけ 100,000 千円も取り崩して、今後大丈夫かと、素朴な疑問です。すみません。

会長 : 事務局、基金の取り崩し 100,000 千円について説明をお願いします。

事務局 : 本当にこの 100,000 千円に取り崩し額を増やすことは、私どももかなり頭を痛めたところでございます。一応、今の予定では、令和 2 年度の年度末に、基金残高が約 930,000 千円程度は残るであろうという見込みを持っております。今回 100,000 千円増額、指定取り崩し額を 650,000 千円にいたしましたので、基金残高としては 280,000 千円程度になるだろうと考えております。今後の 3 年間の給付費の中で、不足が出るのが、一番怖いことですが、ただ、皆様の保険料で賄う分は、給付費の中の 23% となりますので、実際には給付費の基金残高 280,000 千円で、大体給付費 1,200,000 千円分が賄えると考えられるところでございます。そういったことと、先ほど委員からもおっしゃっていただきましたように、今後の、それこそ 9 期以降の保険料の急激な上昇を抑えるためにも、ある程度は今後の積み立ても考えながらというところでございます。この 650,000 千円が、もう本当にぎりぎりの取り崩し可能な額かと考えたところでございます。

会長 : 他にいかがですか。それでは 1 つ、私から、委員に教えていただきたいのですけれども。今回、この直近実績の見直しで、令和 2 年 8 月までの給付実績から推定したところ、825,040 千円、3 年間ですが、かなり大きな額になりました。これは、そのあと 11 月まで 9、10、11 月と、それだけサービスが伸びていることになりますよね。これは、どのような理由といたしますか、コロナのせいでしょうか、これほど増えるものなのですかね。その辺が私も現場の人間として、かなり大きな額になっていると思います。不思議とは言いませんけれども、コロナが要因なのかと思いついて、事務局にも調べてもらったのですけれども、いかがですかね。

委員 : 私もこの資料を読ませていただいて、これほど急激に伸びているのは、私も疑問の部分でもありました。ただ、私ども事業所でも、事業を展開している中では、今回のコロナ対策の影響で、国から示された 2 区分上位の算定であることも、事業所救

済のために、国から示されている指針に従って、それを算定されている事業所も多くあったのではないかということは、一部の要因ではないかと思っております。ただ、それがすべてこの要因になるのかということでは、結果は分かりませんが、そういった形で、コロナの影響で何らかの、やはり利用者様の実際自粛など、第1波のときでは、うちの事業所もそうですけれども、目に見えない恐怖心が、かなり大きくありましたので、利用自粛がありました。やはり、お子さんを、育児をされている、学校へ行く生徒さんを持たれているご家庭の方々は、やはりテレワークなり自宅での仕事となると、実際に仕事には出てこないけれども、お子さんたちを学童などに預けることもなかった。障がい者サービスもそうなのですが、そういった形で、家で面倒を見られるので、利用も自粛をすることもありました。そういったところでは、控えていた部分が、今度次の施策の中では、2区分上位であったというところでは、事業所救済でいうところの名目も出てきたのではないかと思っております。

会長 : この辺を、ケアプランをされている委員、どうですか。これほど伸びたのはなぜか、今の委員に続いて教えてください。

委員 : 包括支援センターへの相談の内容から推察しますと、4月、5月の緊急事態宣言のあと、相談の内容が、かなり、やはりフレイルなど、または認知症に関するご相談、しかも緊急を要する相談が、確実に増えています。そのような方々が、介護サービスを使われるようになってきているのが、9月以降なのかもしれません。今現在、第3波といわれていますが、サービスの利用控えは、恐らくないですね。皆さん、必要なサービスは、コロナの状況にかかわらず、利用していただいている状況ですので、もしかすると、このまま増えていくことも、十分考えられるのではないかと思います。

会長 : もしかすると、このままもっと増えていく可能性もあるということですね。他に、この件に関して、委員の皆様、ご意見ございますか。よろしいですか。委員、いかがですか。他の地域でも、同じような傾向はあるのでしょうか。

委員 : そうですね、この辺りは、私も確認をしていないのですが、緊急事態宣言が解消されて、少し落ち着いてきた7月ぐらいからですかね、7月、8月ぐらいから、通所系それからショートステイの方が、少し利用率が増えてきているのではないかと思います。気はいたします。ただ、昨今また、利用控えの方が出てきていると思いますので、時期的なものと感染拡大の状況、その辺りを見て、1年間のトータルで見ないと、なかなか難しいのではないかと思います。

会長 : 他にご意見、何か別の件でもよろしいですけれども、ありませんか。よろしいですか。リモートの皆さん、いかがですか。よろしいですか。はい。ありがとうございます。特にご意見がないようでしたら、パブリックコメントそしてその実施結果、そして、それによる修正案について、ご了解いただいた、ご承認いただいたとさせていただきます。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは、続き



まして、これに基づいた答申(案)について、ここに入っていきたいと思います。事務局から(2)の「答申書(案)について」説明を願います。

## (2) 答申書(案)について 【資料5】

### (事務局説明)

会長 : 答申書(案)のご説明をいただきました。今の内容を読んでいただいたと思いますけれども、先ほどの事業計画案の内容を、いろいろまとめてご説明いただく内容になっていて、なかなか素晴らしいと思いました。このコロナの時代に、この計画は来年度、今年の4月から3年間となりますので、この3年間でコロナが完全に収束することはないと思います。その中で、介護保険事業計画、同時に地域包括ケアという、この松阪市がずっと続けてきた体制をどのように維持しながら、あるいはまた新しい時代の地域包括ケア体制を作っていかなければならないということもあります。両輪のように進んできました地域医療構想というものがありますけれども、これそのものも、やはりこのような時代で、今はベッドの問題、急性期、コロナ感染病床の問題など、少し今までとは違う方向性も、どんどん出てきていることも事実でございます。この期、第8期は、どのように計画の中での変更や、あるいは追加が出てくるかもしれません。ある程度弾力的な、修正可能な部分も含めた答申にしたいと、私は個人的には思っております。その辺のところは、8ページの終わりぐらいに、少し出ているかと思えます。答申書(案)について、ご意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

委員 : この答申書を見ておりますと、2023年3月までということで、この中にも入っておりますけれども、団塊の世代が終わる頃が2025年ということで、このあとの計画が、もっと大変になってくるのではないかと、それを踏まえて、この辺のアップ率、金額にして90円ですけれども、柔らかいアップということで、いろいろ健康寿命をいかに進めていくかというところを、うまくまとめていただいているのではないかと思っております。

会長 : 他の委員の皆様、いかがでしょうかね。まだご発言されていない委員の皆様も、何かお気づきのことがもしあれば。委員、いかがでしょうか。

委員 : 家でも読ませていただいて、先ほど先生のおっしゃったように、このコロナということで、本当にどのような方向に向かっていくのかも分からない中で、この数字のことなどたくさん決めていただいたこと、本当にありがたく思います。あと、先ほどいろいろ、後ろの方にも書いてもらってありましたけれども、一つひとつ、本当に数字を挙げていただきながら、なかなか分かりやすくご納得いただくような金額になったのではないかと思います。本当に、次期、9期ですか、そのときには「あんなことがあったなあ」と笑って話せるような、1日でも早くそのような日が来るこ

とを望みながら、本当に答申(案)はすごいなと思いました。

会長 : 何か、もしございましたら。介護保険料も少し上げました。いかがでしょう。

委員 : いろいろと皆さん、頑張ってくださいまして、答申をまとめていただいたと思います。感謝をしたいと思います。私たち高齢者にとりましては、今現在、多分コロナウイルスのワクチンの関係ですけれども、これが、松阪市は4月の下旬からということを知りました。津市の方は、2月下旬から始めるということで、同じ、隣の自治体がやっても、自治体内で、いろいろと期間的な差が出てきていることは、少し困るという感じがします。できましたら、松阪市でも高齢者が3割に近いところまで来ていますので、できたら、よそと歩調を合わせていただく形を取っていただければありがたいという感じがしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

会長 : とりあえず申し訳ございません。ワクチンの件ですけれども、私もそれを今担当しております。今、会長がご心配のように、津と松阪が、ワクチンを打つ時期がそれほど変わることはございません。まず同じぐらいで、三重県は進んでいくのだと私は解釈しております。2月下旬までに、まず医療関連の、医療関係者のワクチンがまずスタートし、そのあと高齢者、65歳以上の方のワクチンがスタートと、大体どこも進んできております。三重県内だけの話ですけれども。今、行政の方からも、県も市も、それに対して、本当にタイトな予定で、いろいろなことを今決めつつありますので、また報道等もあると思いますけれども、もうしばらくお待ちください。きちんとした発表があると私は思っております。委員、お願ひいたします。

委員 : 答申書は、非常に素晴らしいものだと思います。2040年を見据えていくところでは、自分もそこにかかってくるので、どうなっていくのだろうと心配なところでは、公民館として、主人と共に、いろいろな委員会の内容を見させて、検討させてもいただきましたけれども、やはり作られた答申のもとに、では公民館としてどのように地域で関わっていくのか、連携の部分では、本当にいろいろな所と連携しながら、細かくやっていくことが大事なのかということと、高齢者だけではなく、やはり学校関係など、もう少し壮年であったり、年齢を越えたところの連携というものも、これから必要になってくるのではないかと感じさせてもらいました。

会長 : 委員、いかがでしょうか。

委員 : 施設へ入る前の人を、もう少し考えていただくというか、なるべく施設へ入らなくてもよいように、地域で何かできることがもっとあるのではないかと思います。皆さんに頑張ってもらうので、その軽度な人に対して、ある程度予算を出してもらって、施設へ行かなくてもよいような事柄ができればうれしいと思います。

会長 : おっしゃるとおりだと思います。それでは、委員、お願ひします。

委員 : いろいろとご苦勞の中で、まとめていただきました。私どもも、よく言われる団塊の世代のちょうど真ん中にある状況でございます。今現在、団塊の世代の子どもたち、いわゆる若い人たちが、徐々に減っている中であって、予算的な関係を組まれることは、非常に大変なところがあるかと思います。今の若い世代の方々に、

いわゆる負の遺産のない形で対応するに当たっては、若い人たちの負担を少しでも少なくするという意味合いの中で、保険料等の負担増ということは、避けて通れないと考えています。今回のコロナ発生の関係の中で、国等は、どんどん補償・補てんをするという形が新聞報道でされたり、あるいはテレビで報道されたりしますが、財源が足りなくなったら、すぐに起債、いわゆる国債を発行してと、その国債がどんどん増えて、今現在、返還に四苦八苦している状況の中で、先に日本がどうなるのかというその心配も、ふと陰るところがあるわけです。ただ、それまでの間、若い人たちのいわゆる感覚的なものが、公のものに出すよりは、個人で考えていかななくてはならないという考えを起こされることのない形で、私たちが進んでいくのが、一番重要な責任ではないかということの中で、歳は取っても、現役で頑張れる部分については、私たちも頑張って、介護の補助へ回れるような、そういう人間でありたいと思っています。いろいろとそれに関しては、市役所の担当の方、あるいは先生、お医者さん方、いろいろとお世話になるところが多分にございます。今回、参加させていただいて、本当によかったと感想を述べさせていただきます。

会長 : それでは、Webの委員、いかがですか。委員、お願いします。

委員 : パブリックコメントなども含めて、やはりキーワードは口腔ケアや在宅看取り、認知症、地域の中でどのようにしていくかということが、いろいろ皆様のコメントなのだということ踏まえて、この答申を読ませていただいて、中に、コロナウイルスに対しても、少しは文章で盛り込んでいただいていますけれども、もう少し具体的な部分が、私は欲しかったというのが、正直な気持ちです。その1つとしては、コロナウイルスを防止していくに当たって、この予防のところですけども、やはり集いの場の拡充という部分に関しては、拡充をどのように回していくかということを考えていかななくてはなりません。例えば、ケーブルテレビ等を活用しながらということも1つかと思いました。

あとは、口腔ケアがやはり施設、それから病院においては、非常に重要だと思っています。その中の予防の取り組みの中にも、具体的な口腔ケア指導を盛り込んでいただけるとよいと思います。

認知症に関しては、やはり家族支援をもう少しサポートしていただけると、今、一番困っているのは、本人よりも家族なのではないかと、施設に入ってしまうと、家族への負担は少なくなります、それまでのサポートを、この中に盛り込んでもらえたらどうかと感じました。

人材育成に関して、私が思ったのは、このコロナで、本当に教育をきちんとされていく、指導されていくところが、非常に持たれたかなと実際に思いました。ですので、やはりいかに育成していくかというところを、少し具体的に、研修の、例えば必須研修や任意研修などという選択制をもってできることを、この中に盛り込んでもらう、そういった研修の重要性など、ぜひそのようなことを含めながら、もう少し何かみえてきたらいいのというのが、正直な私の気持ちです。まとまりのない

意見で、申し訳ありません。

会長 : 日頃、コロナ禍で大変ご苦労されていると思いますけれども、くれぐれもお気をつけて頑張ってくださいよう、よろしく願いいたします。それでは、委員、よろしいですか。何かご意見ございましたら。

委員 : 先ほど委員からもお話がありましたように、やはり口腔ケアについては、皆さん思っていたところの知識はあっても、なかなか取り組みにくいということは、この年代でも分かってきていることではないかと思いました。今回、いろいろなこういうことに携わらせていただいて、やはり研究会や講演会などに行かせていただくと、多職種の方、いろいろな方から、必要性は分かっていると話を聞いて、でもやはり歯科が取り残されているような状況になっていることが現実としては多いということは、受けとめている状況でもあります。やはり私たちがもう少し動いていけないといけないということは、いろいろ考えてはいるところです。歯科医師会としても、数年前から、高齢者の施設へ、無料の健診をさせていただいています。口腔内に問題のある方をピックアップさせていただいて、歯科助手に説明させていただいて、往診させていただいています。健診自体は、施設でご希望があった所を、順次少しずつさせてもらっている状況です。その際に、施設の方から質問があれば、口腔ケアの質問に答えさせていただいています。講習会や勉強会ももちろんとても大事で、顔の見える関係性を作っていくといけないのですけれども、実際、その現場でできることもたくさんあるということをいろいろ実感もしております。この辺りをもう少し動いて、潤滑にしていけないと、なかなか、コロナで難しいところも、施設に入っては難しいところもありますけれども、口腔ケアの重要性はもう分かっていたらいて、コロナの方も少し、何とか見えてくれば、もっと具体的にたくさん動いていけるとよいかと今回感じました。この答申書の最後では、「高齢者がいつまでも安心して地域で暮らし続けていくことができるまちづくり」を基本理念に上げていただいているのですけれども、高齢者がいつまでも安心して暮らせるというのは、若年者というか若い人たちも安心して過ごせることにもつながりますので、これが実現できるように取り組んでいただけたらと感じました。

会長 : 委員、他に何かありませんか。委員、よろしいですか。

委員 : 他の委員も言っていたらいていたように、詳細な部分がもう少し欲しいというのはあったのですけれども、時間のない中で、非常によくまとめているのではないかと思いました。

会長 : それでは、委員、最終的な総括的なまとめをよろしく願いいたします。

委員 : まず、3点申し上げるとして、今から話しながら、3点考えます。

1 目、まず、会長はじめ事務局の方々には、このようにご準備いただいて、今日はWebで、我々も参加させていただいていまして、書類の準備等もあり。このような体制を取っていただいたことは、非常にありがたいと思います。改めて、感謝申し上げたいと思います。それと、そのことに連動して、パブリックコメントも、

皆様からいただいているコメントを、割と行政はパブリックコメントを形式的に行って、硬直的に対応することが割と多い、そういう例が見受けられるのですけれども、松阪市の皆さん、事務局の皆さんは、柔軟に受けとめていただいています。それをまた盛り込んで修正いただくところが非常に、以前からそうなのですけれども、今回も加筆いただくなど、非常にありがたいと思います。できれば、パブリックコメントをいただいた方々にも、言うだけではなくて、もちろん、皆さん方、いろいろな活動をされている方々もコメントされているのですけれども、一緒にやはり今後も引き続きその責任を分担しながら、制度や政策、いろいろなものが出てきますけれども、皆さん方で、地域で対応することができればよいのではないかと思います。これが1つ目です。

2つ目。今後の今の医療や介護を巡る政策どうこうでいうと、実は次の4月からの改定は、割とマイナーチェンジです。その次の3年後が、割と大きなものが来ると、大体、6年に一度、前回の2018年4月の改定は、診療報酬、介護報酬同時改定ですから、次の改定が、また6年に一度やってくるので、次の3年後の改定は、割と大きな改革が持ち込まれることが多いのではないかと思います。それに対応することが、また新たな局面として大事になってくるので、次の3年間のものとして、今回はよいものを作っていたのではないかと思います。

最後3点目です。今後、進捗状況のことがやはり大事になると思います。進捗管理をしながら、いろいろな課題を整理しながらということで、地域包括ケア推進会議や、その他、皆さん方が、今日も委員の方々がいらっしゃるさまざまな会議で課題を抽出して、また即対応していくことが、実は今後もまた、次の3年間で非常に大事になってくるのではないかと思います。

会長 : 委員が今申し上げましたけれども、計画を作って、3年間もう作ったからよいというわけではなく、PDCAサイクルを回して、やはりそれを進捗管理していくことが、非常に大事だと思います。委員の皆様の任期は、私も含めて、今年度いっぱいとなると思います。その後も、実際に私たちが立てた計画が、そのようにきちんと進んでいるのか、あるいは、先ほども申し上げましたように、このコロナの時代で、このままでよいのかどうかということも、また行政の事務局の方とも相談して、大きな変更等があれば、また私たちにも教えていただくことも必要かと思えます。またその点も、よろしくお願ひしたいと思います。少し時間が早いですけれども、特にないようでしたら、答申案のところまでは終わりたいと思います。よろしいでしょうか。今日の協議事項の(1)、(2)について、承認をいただけますでしょうか。それでは、最後、今回で一応、策定委員会は終了でございます。まず事務局を代表して、健康福祉部長、何かご挨拶をしていただけますか。

(部長あいさつ)

会長 : それでは、ここから今後の予定がございます。今後の予定について、事務局から連絡をお願いします。

事務局 : 今後の予定でございますが、先ほどもお話がありましたように、2月3日に、会長・副会長から、市長に計画書の答申をいただく予定となっております。そして、次に2月から始まる市議会におきまして、保険料の改定が議案の主な内容とはなりますが、介護保険条例の改正を提案させていただきます。2月10日に議会運営委員会、そして2月17日に、本会議へ議案の上程という運びとなっております。議決予定は3月24日となっております。完成をいたしました調査結果の報告書と、このご協議いただきました計画書につきましては、議決後に印刷をさせていただきますして、委員の皆様にご送付をさせていただきます予定でございます。

会長 : 今日、皆様からいただいた新しいご意見を、次の答申あるいは計画案に入れなければならないところもあるかもわかりません。その辺は、時間の関係もございまして、一応、事務局と会長、副会長に一任をしていただけますでしょうか。

### 3. 閉会

会長 : それでは、委員の皆様から、何か他にご意見はございますか。よろしいですか。事務局は、よろしいですか。それでは、第8回松阪市高齢者福祉計画策定委員会を閉会させていただきます。長いこと、皆さんご苦労さまでした。閉会いたします。